平成２１年（フ）第３８０５号
札幌市東区北19条東７丁目３番11号　伊藤方
債務者　亀井　和美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８０９号
札幌市東区北36条東27丁目２番12―1001号
債務者　伊地知　猛
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５２号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目９番32号
債務者　三浦　正夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５６号
札幌市東区北丘珠４条２丁目７番20号
債務者　中尾　　晃
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７８号
札幌市東区北13条東10丁目１番８号
債務者　山内　順也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０６号
札幌市白石区南郷通18丁目南１番26号　エージ南郷３階203号
債務者　本間　基行
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４１号
札幌市豊平区美園７条１丁目２番22号　グランステージ豊平102号
債務者　中川　嗣郎
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４７号
北海道恵庭市恵み野西３丁目３番７
債務者　本村　道博
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５２号
札幌市白石区北郷７条７丁目３番15号　グランノール77―203号
債務者　花山　　芳
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５６号
札幌市中央区北２条東10丁目15番地23　エルフレックス北２条202号
債務者　庄司　達也
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６０号
札幌市豊平区水車町８丁目３番35号　パレス藤井25号
債務者　鈴木　都子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６７号
札幌市手稲区金山２条３丁目１番16号
債務者　岡崎　　守
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３２号
札幌市北区北31条西４丁目１番27―501号
債務者　町田　智己
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３３号
札幌市北区北31条西４丁目１番27―501号
債務者　町田　忠司
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４７号
北海道石狩市花川南１条２丁目99番地
債務者　前鼻　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０号
北海道北見市上ところ358番地58
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘元宇田94番地２
債務者　濱田　雄二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３２号
川崎市麻生区東百合丘３丁目12番３―206号
債務者　安田　真紀
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係